

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令

(教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第一条 教育局等の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「かかる」を「係る」に改め、同条に次の一項を加える。

5 所属長は、次条第五項に規定する職員を除く職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

第一条の二第二項中「第三条第一項ただし書の規定により設ける週休日(同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。)」を「第三条第三項の規定により設ける週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた」を「前項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員から休憩時間の短縮の申告があり、かつ、当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 所属長は、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

(教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(令和五年埼玉県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。